

トルコ共和国ニイデ市内にある西暦13-15世紀の アラビア文字碑文

井 谷 鋼 造

A survey of some important Arabic and Persian inscriptions
of the 13th - 15th century A. D. in the city of Niğde, Turkey

KOZO ITANI

はじめに

ニイデの町は、現在のトルコ共和国の領土の大半を形成するアナトリア（13-15世紀当時の一般的な呼称は「ルーム」）の中央部東南寄りにあり、東西二つの山塊に挟まれた、標高1,200 mを超えるなだらかな丘陵地帯に位置している。町の西方30 kmほどのところを、トルコ共和国の首都アンカラから地中海側の主要都市であるアダナへ通じる国道が走っており、またこの町の北方には、奇岩が林立する独特の景観で有名な観光地であるカッパドキヤ地方がある。南方には中央アナトリアと地中海沿岸地域を隔てる、最高峰は標高3,500 mを超えるトロス山脈が東北から西南方向に横たわり、冬季には真白に冠雪した雄大な姿が望まれる。

現在のニイデの町は、同名のニイデ県の中心地で、人口約10万人、アナトリア中央部の大都市であるコンヤとカイセリの間位置する地域の中心として大学も設置されている。アナトリアの他の諸都市と同じく、この町も古い歴史を持つが、現在の状況に直接の歴史的なつながりを持つ、ムスリムであるトゥルク人（筆者は「トゥルク」という表現を現在の「トルコ」よりも広い範囲をさす民族名称として使用している。すなわち、「トゥルク」とは、現在の「トルコ」をそのうちに含む「トゥルク系諸民族」の汎称である。それに対して、筆者の使用する「トルコ」とは、現在のトルコ共和国とそこに住む「トルコ人」のことである。）がこの地域に居住することになったのは、西暦11世紀後半のセルジューク（セルジューク）朝のアナトリア進出時代以来のことである。

本稿では、現在ニイデの町に残存する、西暦13-15世紀に作られた9点のアラビア文字碑

文（1点は木製ミンバルの銘文）を紹介し、それらがどのような歴史的な背景の下に作られたのかを検討してみたい。筆者は、2000年3月15日と2001年3月16～18日の2度、ニイデの町を訪れて碑文の現物を確認し、調査した。その後、これらの碑文の一部が、Albert Gabriel, *Monuments Turcs d'Anatolie, Tome Premier, Kayseri~Niğde*, Paris, 1931. や Mehmet Özkarcı, *Niğde'de Türk Mimarisi*, Ankara, 2001. に紹介・引用されていることを知った。この2冊の研究書は、主として建築学の観点から、図面や写真を多用しながら、ニイデの歴史的な建築物を紹介・研究したもので、建物の創建された由来を解説する中で現存する碑文の解釈が試みられている。それら先行研究の成果も参考としながら、アナトリアのトルク民族史を専攻する筆者自身の立場から、歴史的に重要な碑文の紹介をおこなうこととした。

ニイデ市内にある、13-15 世紀の、歴史的に重要な碑文

現在のニイデの町の中心部には、南北方向に小高い丘陵があり、その上には城塞跡がある。トルコ語ではカレまたはイチ・カレと呼ばれるこの部分は、かつて町の軍事的、政治的な中心であったと思われるが、現在は、北端に時計塔がそびえる石造の城塞建造物が残っている他は、樹木が植えられた公園になっている。南側には、セルジューク朝時代に造られた、通称アラーウディーン・ジャーミウ（後述）があるが、その周辺は民家が建てられている。以下に紹介する歴史的な碑文を有する建築物は、すべてこの城塞跡とその西側に広がる旧市街地に点在しており、建物の外観を見るだけなら、徒歩で30分以内で廻れるような距離にある。碑文が作られたと思われる時代順に、以下、具体的な碑文の紹介をおこなう。

① 通称アク・メドレセの前庭に置かれていた碑文（写真1）

アク・メドレセは、15世紀のカラマン・ベイリク時代に造られた、ムスリムの学生に宗教教育をおこなうための教育機関であるマドラサ（アクはトルコ語で「白い」の意味、メドレセは、マドラサのトルコ語での発音）であった。この建物自体にも歴史的に重要な碑文（後述⑧）が残されているが、建物は現在、ニイデの大学の文化センターになっており、筆者が訪れた時にも楽器を抱えた学生たちが出入りしていた。この建物の前庭には、本来博物館に収蔵すべき碑文などが無造作に並べられており、ここで紹介するアラビア文字5行分の碑文（Özkarcıによれば、博物館登録番号：1258）もそれらの中にあつたものである。以下、碑文のアラビア文字原文、日本語訳、解説の順に内容を紹介していく。（原文中の縦線は原文中で改行を表わす。訳文中で___は固有名詞、___はそれに付けられた修飾句、___は讃辞を表わしている。また、【 】内は原語のカタカナ表記を、（ ）内は原文を補足したことを、それぞれ示している。）



写真1

(アラビア文字の原文)

بسم الله الرحمن الرحيم | عمر هذه العمارة في ايام الدولة السلطان | المعظم شاهنشاه الاعظم مالك رقاب
الامم سيد السلطان | العرب والعجم صاحب البر والبحر سلطان الغالب | ابو الفتح كيكاوس بن كيكسرو
برهان امير المؤمنين

(日本語訳)

慈悲深く、慈愛遍ねき神の御名において。この建物【イマーラ】は、偉大なスルターン、最大のシャーハンシャーフ、諸民族の奴隷の所有者、アラブとアジャムのスルターン（たち）の主人、陸と海の所有者、勝利者であるスルターン、アブルファトフ・カイカーウス・ブン・カイホスロウ、信者たちの（長の）明証、の御世に造られた。

(解説)

この碑文は、上述の Özkarcı の書物 182 頁にテキストが載せられているが、そのテキストには 5 ヶ所の解読ミスがある。年代の記述がなく、また碑文のみが残存して、それが付せられていた建物は失われている。内容は、ルーム・セルジューク朝の「偉大なスルターン、最大のシャーハンシャーフ（ペルシア語で「王中の王」を意味する）」であるカイカーウス1世（在位 1211-20）時代の建物（イマーラ）の建設についてであるが、その建物がいかなるものであったのかは分からない。マスジド（礼拝所）やマドラサ（学校）、マクバラ、トゥルバ（墓廟）ハーン（隊商宿）、ハンマーム（公衆浴場）などの場合は、それと明記されるのが普通なので、それ以外の何らかの世俗的な建造物に付せられていたのかもしれない。イマーラ（イマーレト）という用語は後のオスマーン朝時代になると、貧民のためのスープ配給所のような

福祉施設を意味するようになるが、セルジुक朝時代にもそのような意味があったかどうかは文献上で確かめられない。

この碑文には、アラビア語の文法上、正書法上の誤りや単語の欠落が 6 箇所見られる。まず、「御世」と訳した原語は *في ايام الدولت* であるが、正しくは *في ايام دولة* と綴られなければならない。「アラブとアジャムのスルターン（たち）の主人」は、原文では、*سيد السلطان* *العرب والعجم* となっているが、正しくは *سيد سلاطين العرب والعجم* であろう。（後述②、③参照）カイカーウス I 世に特有の修飾句である「勝利者であるスルターン」は *سلطان الغالب* ではなく、*السلطان الغالب* と定冠詞が必要で、「御世」につながる属格構造を表わすために、「アブルファトフ」は *ابي الفتح* と文法上綴られねばならない。冒頭に置かれる文全体の動詞も、「イマーラ」が主語であるなら、*عمرت* と 3 人称女性形の完了形が用いられねばならない。「信者たちの長の明証」と訳した *برهان امير المؤمنين* の語中の「アミール」の語はそもそも碑文中にないが、この語が欠けていては意味が取れないので、原文に補った。「信者たちの長」とは、ここではアッバース朝のハーリーファのことで、歴代のセルジुक朝のスルターンたちは「信者たちの長」の明証（*برهان*）、援助者（*ناصر*）、協同者（*قسيم*）などの称号を名乗っていて、それらの称号は各種の碑文や貨幣の銘文にはっきりと表現されることが多かったからである。

以上のような誤りや欠落にもかかわらず、この碑文はカイカーウス I 世時代のものとして歴史的に重要な意味がある。この碑文の中には「陸と海の所有者」という表現が見られるが、この中の「海」はアナトリアの南方に位置する地中海を、そして「陸」はアナトリアを表わしていると考えられる。カイカーウス時代の 1214 年 11 月に、セルジुक朝の軍隊はアナトリアの北方、黒海岸のスィノプの町を征服し、地中海だけでなく、初めて黒海への出入り口を確保した。そして、スィノプ征服後に作られた碑文では、セルジुक朝のスルターンが「陸とふたつの海のスルターン」（*سلطان البر والبحرين*）というように、海の双数形を用いて修飾されるようになる。カイカーウスの治世の間でも、完全に截然とこのように表現の仕方が変化するわけではないが、カイカーウス時代の終わりから次のカイクバード時代（在位 1220-37）にかけては、碑文などのスルターンにまつわる修飾句に「ふたつの海」という表現が明示されるようになる。

もともと中央アジアの遊牧騎馬民族トゥルクマーンの出身であるセルジुक朝は、西アジアへ移動してからも、海洋への進出の意図が薄弱であった。そのため、11 世紀末から始まる、いわゆる「十字軍」時代にも、シリアやアナトリアではイタリア諸都市を中心とする西欧「十字軍」の海上での攻勢に全くなすべがなかった。その意味では、遅まきながら 13 世紀になって、アナトリアにあったルーム・セルジुक朝が海への出口である港市の確保と海上への進出を試み始めたことは、画期的な事態であったといってよい。その意味では、「ふたつの海」という表現が用いられていない「陸と海の所有者」という碑文中の表現は、黒海岸への進出以

前のセルジुक朝のスルタンの状況を示していると考えられ、この碑文がスィノプの征服以前に作られた可能性を示唆している。

② 通称アラーウッディーン・ジャーミウ入口上方の碑文（写真2）

通称アラーウッディーン・ジャーミウは、現在ニイデにある歴史的な建造物の中で最古のものであり、アナトリア全体で見ても、セルジुक朝時代のマスジドの建築様式を残したものとして最古であり、建築美についても評価が高い。外郭と同じく、内部のミンバルやミフラーブも全て石造であり、オスマーン帝国時代とは比べものにならないくらいに規模の小さなドーム屋根も石造である。カレの中にあり、セルジुक朝時代に独特のずんぐりしたマナーラ（ミナレット）を伴ったジャーミウの姿は、遠方からもすぐそれと分かる印象的な建物である。（写真3）このジャーミウの東面する入口上方に、次のような、アラビア文字3行分の碑文がある。

（アラビア文字の原文）

امر بعمارة هذا الجامع في ايام دولة السلطان المعظم شاهنشاه الاعظم ملك | ملوك العالم سيد سلاطين
العرب والعجم علاء الدنيا والدين غياث الاسلام والمسلمين | كيقباز بن كيخسرو عز نصره العبد المحتاج
الى رحمة الله بشارة بن عبد الله ابتغاء مرضاته مستغفرا لديه بتاريخ سنة عشرين وثمانائة

（日本語訳）

偉大なスルタン、最大のシャーハンシャーフ、世界の王たちの王、アラブとアジャムのスルタンたちの主人、アラー（ウ）ッドゥンヤー・ワッディーン、イスラームとムスリムたちの救い、カイクバズ・ブン・カイホスロウー彼の勝利が偉大であるように一の御世に、神の慈悲を必要とする僕、ビシャーラ・ブン・アブドゥッラーフが、620年に、神の前で赦しを求め一人の者として、神の満足のために、このジャーミウの建設を命じた。

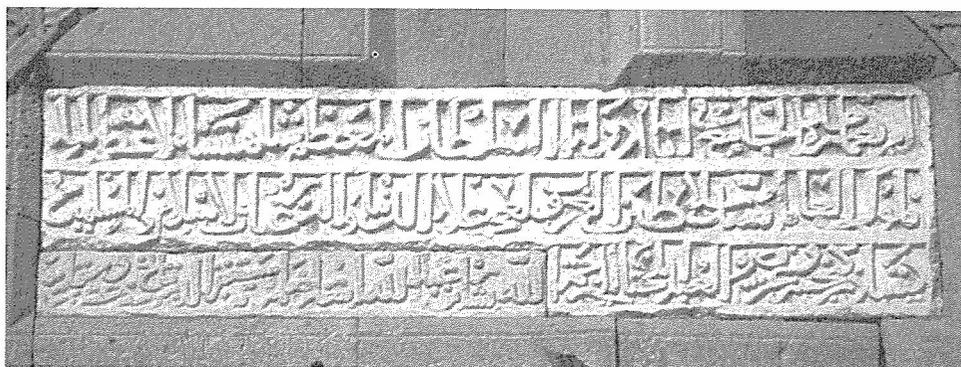


写真2

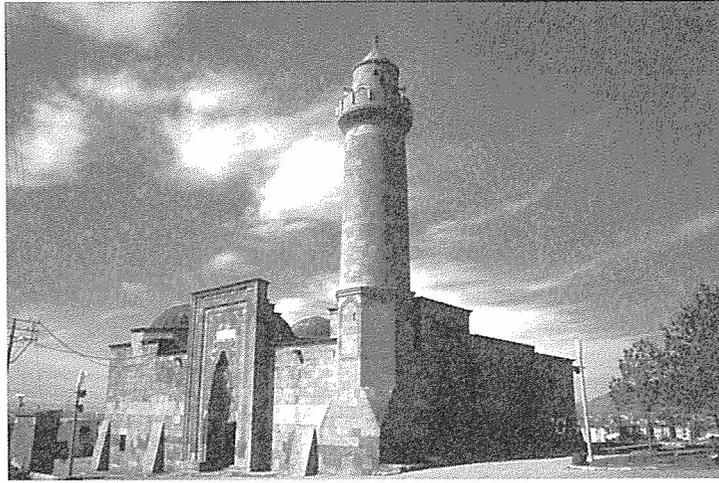


写真 3

(解説)

この碑文は、Özkarci の書物 45 頁にテキストが掲載されているが、そこには解読ミスが 6 ヶ所ある。この碑文には、①で紹介した碑文と表現上共通する部分もあるが、①とは異なり、アラビア語の文法上、正書法上の誤りは見られない。また、碑文が付せられた建物が現存していること、ジャーミウの建設年が明らかであること（ヒジュラ暦 620 年は西暦 1223/4 年に当たる）、ジャーミウの建設を命じた人物の名前が明らかであることから、碑文に記された内容は、より厳密に歴史的な検証が可能である。

まず、この碑文は、スルターン、アラウウディーン・カイクバズ（碑文にあるように、「カイクバズ」の名前には、13 世紀当時の写本史料などでは、كيقباز | كيقباز の二通りの綴りが用いられている。）時代の 1223/4 年に建設されたニイデのジャーミウに付せられたものであるが、このジャーミウの建設を命じたのは、碑文にある、ビシャーラ・ブン・アブドゥラフという人物である。この人物は、ルーム・セルジューク朝の宮廷で書かれたペルシア語史料、イブン・ビービーの著作 *الاورامر العلانية في الامور العلانية* の中に名前が現れる有力者であり、セルジューク朝の宮廷では「廐の頭」（*امير آخر*）を務め、カイカーウス時代にニイデを与えられていた、ザイヌッディーン・ビシャーラという人物である。（İbn Bibi, *el-Evâmirü'l-'Alâ'iyye fi'l-'Umûri'l-'Alâ'iyye*, Tıpkıbasım, Ankara, 1956. ss. 115, 119, 200, 265, 268, 270.）イブン・ビービーの著作によると、カイカーウスを継いだカイクバズの下で、この人物を初めとする宮廷の旧来の有力者たちは次第にその勢力を殺がれていき、やがては失脚したとされるが、この碑文に拠る限り、少なくともこの時期まではニイデに勢力を有しており、ルーム・

セルジューク朝時代のジャーミウを代表する、優れた建築物をニイデに残すことに寄与したことが明らかである。セルジューク朝の首都であったコンヤの町には、616年ジュマダーⅡ月15日(1219.7.29)の日付を持つ、宮廷の廐頭(آخر بك السلطاني)であるザイヌッディーン・ビシャーラが造らせたマスジドとその碑文が残っている。

③ 通称アラーウッディーン・ジャーミウの入口に対面する位置にある泉水の碑文(写真4)

通称アラーウッディーン・ジャーミウと、自動車1台が通り抜けられる程度の幅の道を挟んでジャーミウ入口の右斜め前に、石造の古びた泉水(写真5)がある。イスラーム社会では、



写真4



写真5

毎度の礼拝前に、必ず清浄な水で手足、頭や顔などの身体各部を洗い清めなければならない。生活用水の供給だけでなく、ムスリムにとっての義務である礼拝前の洗浄（ウドゥー）をおこなうために、このような泉水はイスラーム都市の至る所で見られ、それらの中には、歴史的な碑文が付せられたものも少なくない。ここの泉水には、以下のような内容の、アラビア文字で 4 行分の碑文が残されている。

(アラビア文字の原文)

امر بعمارة هذه العين المباركة في ايام الدولة السلطان الاعظم شاهنشاه | المعظم مالك رقاب الامم سيد
سلاطين العرب والعجم ظل الله في الارض غياث الدنيا والدين ابي الفتح كيخسرو | بن قلع اربلان
برهان امير المؤمنين خلد الله دولته العبد الضعيف المحتاج الى رحمة الله | تعالى وغفرانه مسعود بن
الخطير احسن الله عواقبه في بعض شهور سنة ستة وستين وستمانه

(日本語訳)

最大のスルターン、偉大なシャーハンシャーフ、諸民族の奴隷たちの所有者、アラブとアジャム
のスルターンたちの主人、大地における神の影、ギヤースドゥンヤー・ワッディーン・ア
ブルファトフ・カイホスロウ・ブン・クルチアルスラン、信者たちの長の明証—神が彼の国運
を永遠ならしめるように—の御世に、至高なる神の許しと慈悲を必要とする、弱き僕、マス
ウード・ブヌル・ハティール—神が彼の結末を良きものとするように—が 666 年のある月に、
この祝福されたる泉水の建設を命じた。

(解説)

この碑文は、Özkarcı の書物 165 頁にテキストが載せられているが、そこには 8 箇所 of 解説ミスがある。この碑文は、セルジューク朝のスルターン、カイホスロウ 3 世（在位 1266-84）の時代に、マスウード・ブヌル・ハティールという人物によって 666 年（1267/8）にこの泉水の建設が命じられたことを記録している。①、②の碑文と表現上共通する部分もあり、スルターンに対する形容辞はいずれの碑文においても、いくつかのパターンが決まっていた定型句と考えられる。アラビア語文法の面からは、「御世に」と訳した原語の *في ايام الدولة* は *في ايام دولة* とならなければならない点を除けば、誤りは見られない。「至高なる神」と訳した部分の「至高なる」という意味の形容辞は、碑文では、*تعال* としか判読できないが、上記のように考えて訳した。

この碑文には、泉水の建設を命じたマスウード・ブヌル・ハティールという人物の名前が現れているが、この人物は、上掲イブン・ビービーの史書にその名が出てくる。（Tıpkıbasım, ss. 644, 662, 685.）その記録によれば、この人物は、「ハティール・ザンジャーニーの息子で、シャラフ・マスウード」と呼ばれている。この人物は、イルハン国側に立ってルームの国政を掌握していたムーヌッディーン・パルヴァーナと結んで、セルジューク朝宮廷の有力者にのし上り、1277 年春にマムルーク朝のスルターン、バイバルスがアナトリアへ遠征、イルハン国

の軍隊の精鋭をエルビスタンで撃破し、短期間ながらカイセリにも入城するという、当時の西アジアを大きく揺るがした事件との関わりで現れてくるのである。シャラフ・ハティールは、1276年にパルヴァーナをはじめとする他の有力者たちが不在の間、クー・デタを敢行し、スルターン、カイホスロウの身柄を保護下において、モンゴル軍に対抗するマムルーク朝の軍隊がアナトリアに遠征するようバイバルスに要請した。彼のこうした企図は結果的に失敗し、シャラフ・ハティールは追い詰められて降伏し、やがて処刑されてしまうが、マムルーク朝への援助の要請は、翌年のバイバルスのルーム遠征によって叶えられることになったのである。これらの政治的な事件のあらましについては、拙稿「イルハン国とルーム」『イスラム世界』23・24、1985年、37-43頁を参照。

実は、この碑文を「発見」した時、筆者は正直非常に驚き、また興奮を禁じ得なかった。というのも、それまで13世紀に書かれたペルシア語の歴史書の写本の中でしか見たことのない人物の名前を、古びた石造の泉水に付せられた碑文の中に見つけ出したからである。書物の中でしか知らなかった人物の名前を碑文の中で発見したことにより、マスウード・ブヌル・ハティールの実在と彼が関わった歴史的な事件の真実性を実感できたのである。

さて、この碑文には泉水建設者の名前以外にも、歴史的に興味深い表現が見られる。それは、スルターン、カイホスロウ3世に付せられた「信者たちの長の明証」という表現である。この表現については、①の碑文の解説にも書いたが、セルジューク朝の歴代スルターンたちが称していた称号のひとつである。ところがここで問題なのは、「信者たちの長」が意味する、アッバース家のハリーフア（第37代ムスタアシム）は、656年サファル月14日（1258.2.20）に、バグダードを陥落させたモンゴル軍の総司令官、フーラーグー（フレグ）・ハーンの命令で処刑され、アッバース朝は実質的に滅亡した。（ムスタアシム処刑の日付は、モンゴル側の基本史料である、ラシードウッディーンの *جامع التواريخ* 第2巻、1018頁に拠った。محمد روشن - مصطفی موسى 校訂本、تهران، 1373）そして、「信者たちの長」が存在しなくなった以上、以後の時期に作られたアナトリアの碑文などでは、ルームのスルターンたちに「信者たちの長の～」なる称号は付せられなくなるのである。ところが、666年に作られたと思われる、このニイデの泉水碑文には、「信者たちの長の明証」という称号が見られる。筆者の知る限り、他にも2例、これと同じ「信者たちの長の明証」なる称号がカイホスロウ3世に付せられた碑文がある。ひとつは、セルジューク朝の国都コンヤの西北にある温泉保養地 Ilgin の Kaplica の建物にある碑文で、666年のものである。いまひとつは、コンヤ市内にある、サーヒブ・アタ・ハーンカーフの碑文で、こちらの記年は668年である。この2例共に建物の建設を命じたのは、サーヒブ・アタの通称で知られる、セルジューク朝の宰相ファフルッディーン・アリーである。これら3碑文の場合、「信者たちの長」とは誰を指しているか、という疑問が湧いてくる。単純な過誤であるとか、それまでの先例を踏襲しただけの形式的な模倣であ

るとかの説明であれば、歴史的な意味はないが、ニイデの泉水碑文を作らせたシャラフ・ハティールが、前掲の拙稿で明らかにしたように、マムルーク朝との連携によって、アナトリアからのモンゴル勢力の排除を企図した人物であることを考えると、この「信者たちの長」とは、あるいは、マムルーク朝のスルターン、バイバルスに擁立された、アッバース家の一族（ハーキム1世）のことを指している可能性もある。しかし、サーヒブ・アタの作らせた他の2つの建物の碑文の場合は、マムルーク朝に擁立された「信者たちの長」を意味していると断定することはできない。アッバース朝の実質的な滅亡後の時期の、アナトリアの碑文上に現れる「信者たちの長」という表現に関しては、さらに調査を続けて、今後の検討に委ねたい。

④ ホダーヴァンド・ハトゥン廟入口上方の碑文（写真6）

ニイデの町の中心にそびえる城塞の西北方向、直線で約500mの距離にある市街地にホダーヴァンド・ハトゥンの墓廟（写真7）がある。周辺は現在公園のように整備されているが、1931年に刊行されているGabrielの書物に載せられた写真を見ると、他にもいくつかの墓廟が周辺に点在していたようである。現在も残っているのは、ホダーヴァンド・ハトゥンの墓廟と、後述するギュンドウドゥ廟のふたつだけである。この廟の入口の上方には、アラビア文字で3行分の次のような碑文が残っている。

（アラビア文字の原文）

الله ولي الرحمة والمغفرة امر بعمارة هذه التربة المباركة الجارية الراجية برحمة الله وعفوه | خداوند
خاتون بنت السلطان الشهيد ركن الدنيا والدين كبخسرو تغمده الله بغفرانه | في شهور سنة اثني عشر
وسبعمائة والحمد لوليه والصلوة على نبيه وآله

（日本語訳）

神は慈悲と許しを与える者。この祝福されたる墓廟【トゥルバ】の建設は、神の慈悲と赦しを



写真6

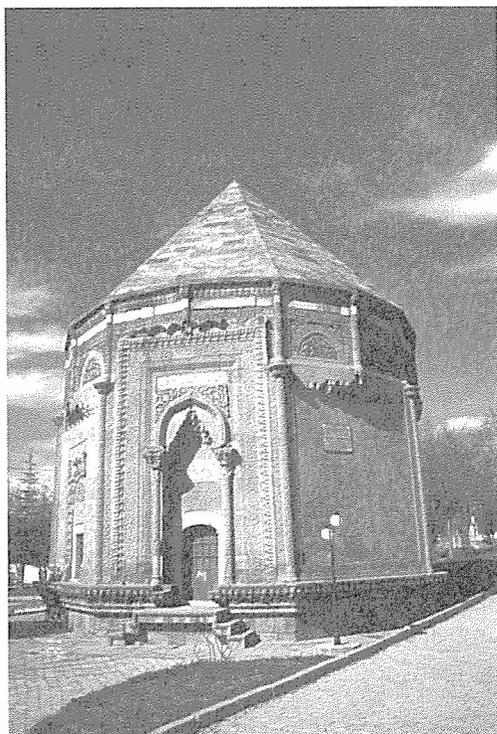


写真7

乞い願う女奴隷、殉教者のスルターン、ルクヌッドウンヤー・ワッディーン・カイホスロウ神が赦しを以て彼を取り囲むように一の娘である、ホダーヴァンド・ハートゥーンが712年に、命じた。神に称賛あれ、神の預言者とその家族に祝福あれ。

(解説)

この碑文は Özkarcı の書物 134 頁にテクストが載せられているが、解読ミスは見当たらない。この碑文が付けられたホダーヴァンド・ハトゥン廟もまた、アラウワッディーン・ジャーミウと並んで、ニイデの歴史的建造物の代表作であり、全体が装飾を施された石造で、建築的に見ても優美な墓廟である。碑文の原文では、「建設を命じた。」の部分が امر となっているが、女性が主語であるので、正しくは امرت とならなければならない。この碑文は、スルターン、カイホスロウの娘、ホダーヴァン

ド・ハトゥンが712年(1312/3)にこの墓廟の建設を命じたという内容で、セルジューク朝のスルターンの名前が現れる、アナトリアで最後のものである。女性の王族がマスジドや墓廟、病院などを作らせて、それらの建物の碑文が残っている例は、ニイデの北方にある、セルジューク朝時代の重要都市、カイセリに4ヶ所ある。

さて、この碑文の内容を見て、疑問が湧いてくるのは、建設を命じたホダーヴァンド・ハトゥンの父親の名前「殉教者のスルターン」カイホスロウのラカブ(称号)が、「ルクヌッドウンヤー・ワッディーン」となっていることである。セルジューク朝のスルターンの中に、「ルクヌッドウンヤー・ワッディーン・カイホスロウ」という人物は、見当たらない。上記の碑文③にも現れるように、セルジューク朝のスルターン、カイホスロウは同名の1世、2世、3世共に、ラカブは、「ギヤースッドウンヤー・ワッディーン」なのである。それでは、この碑文の「ルクン」というラカブを持つ人物は誰なのであろうか。この問いに答えるためには、他の歴史資料を援用する必要がある。

現在トルコ共和国イスタンブール市内にある、シュレイマニエ図書館の Fatih 4518 という登録番号をもつ、全299葉の写本は、الولد الشفيق والحافظ الخليل という書名を持っている。この作

品の著者は、ニイデにその墓がある、カーディー、ニザームッディーン・アフマド・ブン・アリー（القاضي نظام الدين احمد بن علي）であり、この作品が完成されたのは、733 年ズルヒッジャ月 13 日（1333. 8. 25）のことで、さらに写本自体は、741 年ムハラム月 12 日（1340. 7. 8）に、著者の死後、別人の書記によって筆写が完了したと奥付に書かれている。このアラビア語混じりのペルシア語で書かれた作品は、ニイデの町に縁の深いカーディーによって書かれており、内容は多岐に渡り、歴史について書かれた部分もある。残念ながら未だに校訂テキストが出版されていないので、写本そのものを利用するしか手段がないが、この作品のセルジューク朝史に関わる部分の末尾に、ホダーヴァンド・ハトゥンの名前がペルシア語の次のような形で出てくる。（写本 152a）

ملكه معظمه سعيده مطهره مكرمه مرحومه مغفوره خيره مبروره تاج آل سلجوقي خداوند خاتون كوهر
نسب دختر سلطان سعيد ركن الدين قلج ارسلان بن سلطان غياث الدين كيخسرو بن سلطان علاء
الدين كيقباد روح الله رمسها منورا براهيم

ここでのホダーヴァンド・ハトゥンの系譜は、「スルターン、アラーウッディーン・カイクバードの子、スルターン、ギヤースッディーン・カイホスロウの子、故スルターン、ルクヌッディーン・クルチアルスランの娘、ホダーヴァンド・ハトゥーン・ガウハル・ナスィーブ」となっている。この記述を参考にすれば、ホダーヴァンド・ハトゥンの墓廟に残された碑文の「ルクヌドゥンヤール・ワッディーン・カイホスロウ」とは、「ルクヌッディーン（・クルチアルスラン・ブンーこの部分が欠けている）・カイホスロウ」のことで、これならば、他の歴史資料から知られている事実と合致する。すなわち、この碑文の「カイホスロウ」は③碑文に出てくるカイホスロウ 3 世（1284 年没）ではなく、②碑文に出てくるカイクバードの息子のカイホスロウ 2 世（1245 年没）のことである。ちなみに、上記の史料 الولد الشفيقによれば、ホダーヴァンド・ハトゥンの死去した日付は、732 年ラジャブ月 1 日（1332. 3. 29）であり、彼女の墓所は、この書物が書かれたニイデの町（محروسه نكيده）でも最も有名なマザールになっているという。彼女の父、ルクヌッディーン・クルチアルスラン 4 世が「殉教のスルターン」と呼ばれるようになる経緯については、前掲拙稿「イルハン国とルーム」38-9 頁を参照。

⑤ 通称シングル・ベイ・ジャーミウ東面壁の碑文（写真 8）

ニイデの町の中心にある城塞の西方に、通称シングル・ベイ・ジャーミウと呼ばれるジャーミウがある。この建物自体には、その竣工を記録したような碑文は残されていない。その東面する壁に、おそらくはこのジャーミウの建設そのものとも関わる可能性の高い、以下のようなアラビア文字で 3 行の碑文が残されている。

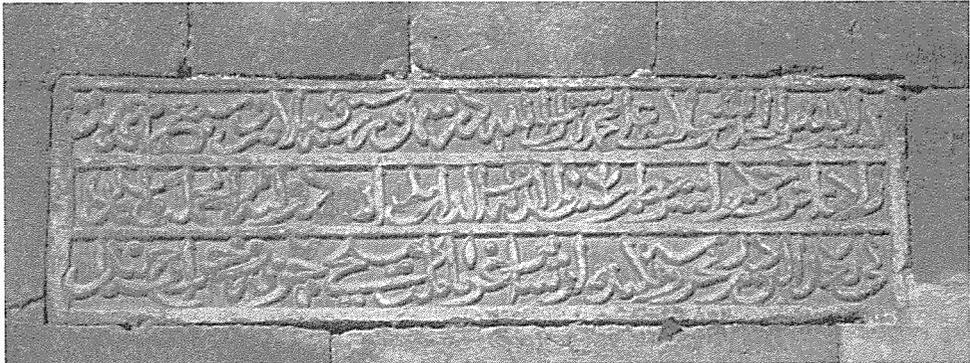


写真 8

(アラビア文字の原文)

بسم الله والحمد لله وسلامه على محمد رسول الله در شهر سنة سنة وثلاثين وسبع مائة | جهت زاد
آخرت حكم امير معظم سيف الدولة والدين ابد الله دولته بر انجملت نافذ شد | كى بعد اليوم در
محروسه نكیده از ساير غرباء ملت مسيح جزية و خراج نستانند

(日本語訳)

神の名において。神に称賛あれ、神の使徒、ムハンマドに神の平安あれ。736年に、来世の糧のために、偉大なアミール、サイフッダウラ・ワッディーン神が彼の国運を永遠ならしめるように一の命令が発された。今日よりニイテ【ナキータ】の町では、救世主の宗教の異邦人からは、ジズヤとハラージュを取らないように、と。

(解説)

この碑文は、Gabrielの書物133頁、及びÖzkarıcıの書物67頁にテキストが載せられているが、それぞれ、3ヶ所と6ヶ所の解読ミスがある。テキスト自体は提示されていないが、この碑文の内容は、チェコ生まれの東洋学者 Paul Wittek によって紹介されている。(E. J. Brill's *First Encyclopaedia of Islam* 1913-1936, Vol. VI, "Nigde") この碑文は、今まで紹介してきたものとは異なり、冒頭の讃辞以外の部分がペルシア語で書かれている。当時ナキータと記されていたニイテの町そのものの呼称も登場している。碑文の内容は、「救世主の宗教」すなわちキリスト教徒の異邦人(غرباء ملت مسيح)からジズヤ(人頭税)とハラージュ(地租)を取らないようにと、「偉大なアミール」サイフッダウラ・ワッディーンが736年(1335/6)に命令したということである。碑文にある736年という年は、イルハン国のアブー・サイド・ハーンの亡くなった年で、これ以降の約半世紀近くは、イランでも、またアナトリアでも統一政権が不在状況に陥り、政治的な混乱期が続くことになる。碑文に刻まれた命令を出したのは、「偉大なアミール、サイフッダウラ・ワッディーン」という人物であるが、この人物を特定す

るためには、ニイデにある、もうひとつの銘文資料を参考にする必要がある。

⑥ 現在通称ドゥシャル・ジャーミウにある木製ミンバル側面の銘文（写真9、10）

⑤でその東面する壁面の碑文を紹介した、通称シングル・ベイ・ジャーミウは、柱や壁面、床が石造で、古めかしいが、アナトリアの中世のジャーミウの形を残しており、木製の扉などの装飾も精緻で美しい。イスラームのマスジド（礼拝所）には必ず設置されているミフラーブ（聖地マッカの方向である、キブラを示す壁面の窪み）も石造であるが、何故か、ミンバル（説教壇）だけは新しく、本来このジャーミウにあったはずの木製ミンバルは、現在市内の別の場所にあるドゥシャル・ジャーミウ（Dışarı Cami）に置かれている。このミンバルの側面には、向かって左上方→左下方→右上方→右下方の順に、以下のような銘文が刻まれている。



写真9



写真10

(アラビア文字の原文)

في ايام السلطان الاعظم ابو سعيد خلد ملكه | مما امر امير سيف الدين سنقر آغا اطل بقاه | عمل
العبد الضعيف المحتاج الى رحمة الله تعالى | وغفرانه خواجه ابو بكر ابن معلم كاتبه

(日本語訳)

最大のスルターン、アブー・サイドー（神が）彼の王権を永遠ならしめるようにーの時代に、
アミール、サイフディーン・スングル・アーガー（神が）彼の寿命を永からしめるように
ーの命じたもの。製作者は、至高なる神の慈悲と赦しを必要とする、弱き僕、彼の書記、フ
ワージャ・アブー・バクル・イブン・ムアッリムである。

(解説)

この銘文は、Özkarıcı の書物 70 頁にテキストが載せられており、解説ミスは見当たらない。アラビア語の文法から見て、アブー・サイドーの表記は ابي سعيد が正しい。また、訳文では、(神が) という言葉を補ったが、アブー・サイドーとスングル・アーガーにそれぞれ付された讃辞は、خلد الله ملكه 及び اطل الله بقاه という表現の方がふさわしいように思われる。この銘文には年代がないが、その内容から、ミンバルがイルハン国の「最大のスルターン」アブー・サイドーの時代 (1317-35) に作られたことは疑いがない。この銘文を持つミンバルが、かつてスングル・ベイ・ジャーミウにあったことを考慮に入れると、この銘文に現れる「アミール、サイフディーン・スングル・アーガー」は、⑤ 碑文に出てくる「偉大なアミール、サイフダウラ・ワディーン」と同一人物を指す可能性が高い。

さて、このサイフディーン・スングル・アーガーなる人物が誰かという問いに答えるためには、書物となっている文献の記述を援用する必要がある。この場合は、現在パリの国立図書館に所蔵されるペルシア語写本 (登録番号は Suppl. Pers. 1553. この写本は、現代トルコ語の翻訳付きで、1953 年に、Feridun Nafiz Uzluک によって *Anadolu Selçuklulari Devleti Tarihi III*. と題してアンカラで写真版が刊行されている。)、著者不明の『セルジューク朝史』تاريخ آل سلجوق の記事が人物を特定する手がかりを与えてくれる。この写本の 94 頁には、「エルテナー・ベグ (ارتنا بك) とスングル・アーガー (سنقر آغا) がカラマーン地方 (ولاية قرمان) へ逃亡したのは、727 年ズルヒジャ月 1 日 (1327. 10. 18).」という短い記事がある。ここに現れる「スングル・アーガー」は記事に現れる年代の近さから考えて、ミンバルの銘文に出てくる「サイフディーン・スングル・アーガー」と同一人物であろう。彼の名前は、当時アナトリアにおけるモンゴル側の有力者で、後にアナトリアの中心部に、1343 年以降スィヴァスの町を本拠地として、ベイリク (地方政権) を建てることになるエルテナー (または、エルトナー)・ベグ (1352 年没) と並んで言及されていることから、イルハン国のアブー・サイドーの時代にミンバルを作らせた「スングル・アーガー」もモンゴル政権側に属する有力者であった可能性が高い。ただし、⑤ の碑文ではスングル・アーガー以外に、彼の

上位にあったアブー・サイードやエルテナー（エレクトナー）の名が言及されていないので、この碑文が作られたと思われる 736 年の時点で、スングル・アーガーがニイデの独立した支配者であった可能性もある。残念ながら、この時代のアナトリアについては、上記のペルシア語史料以外に参照できる書物がなく、イラン側の史料にも「スングル・アーガー」についての記述がないために、これ以上この人物について追跡することができない。ただし、⑤の碑文が掲げられた通称スングル・ベイ・ジャーミウが、正しくは「スングル・アーガー」ジャーミウと呼ばれるべきである建物であることは、これまでの検討から言えるであろう。

⑦ 通称ギュンドウドゥ廟の碑文（写真 11）

④で紹介したホダーヴァンド・ハトゥン廟の近くに八角錐の屋根を戴く、独特の形をした、通称ギュンドウドゥ廟がある。この廟の正面入口上方に次のようなアラビア文字 2 行分の碑文が残っている。

（アラビア文字の原文）

وفات مرحوم و مغفور اخ ولي بن كندغدي غفر ا | لله ذنوبه في اوائل صفر سنة خمس اربعين
سبعمانه

（日本語訳）

故アフ・ヴァリー・ブン・ギュンドグドゥー神が彼の罪を赦すようにーの死は、745 年のサファル月上旬のことである。

（解説）

この碑文は、Özkarcı の書物 144 頁にテキストが載せられているが、固有名詞の解説が誤っ



写真 11

ている。訳文で、「故アフ・ヴァリー……死は」の部分は、原文では、文法上ペルシア語で書かれている。また、原文では年代を表わす部分が上記のようにになっているが、正しくは *خمس واربعين وسبعمانه* であろう。この碑文に現れているアフ・ヴァリーなる人物については他に全く情報がない。彼の父親の名前、アラビア文字の綴りで (*كندغدي*) はトルコ語で *Gündoğdı* を表わしており、「陽が上った」の意味であることは間違いないが、この人物についても不明である。ただ、アフ・ヴァリー (*اغ ولي*) の名前は、14世紀のアナトリアに特有の社会集団の首領として現れた「アヒー」 (*اخي*) たちと無縁であるとは考えにくい。この墓廟に葬られた人物の没年が745年サファル月上旬 (1344. 6. 14-23) であることを考慮すると、この時代中央アナトリアでは政治権力の空白時代が生まれており、代わって、この墓廟の主であるアフ・ヴァリーもその一員であった可能性が高い、アヒーたちが活躍していたことが歴史的な背景として考えられるであろう。

アヒーとは、特に14世紀のアナトリアで顕著に見られる、ギルド的な規範や組織を持つ、若者集団の首領を意味する。アヒーたちについての最も詳しい情報を残しているのは、1330年代前半にアナトリアを広く旅行したと思われる、アラブ・イスラーム世界の旅行家、イブン・バットゥータである。その旅行記の記述によれば、アヒーとは「同じ職人仲間たち、彼ら以外の仲間の内の未婚の若者たち、そして宗教的に生涯の独身を誓った隠遁者たち (ムタジャッリドゥーン) [など] が一緒に集まって、彼ら自身で指導者として推挙した人物のことを言う。」 (イブン・ジュザイ編、イブン・バットゥータ『大旅行記3』家島彦一訳注、平凡社、東洋文庫630、1998. 270-1頁)

イブン・バットゥータは、彼が「ナクダ」 (*نكدة*) と呼ぶニイデの町を訪れているが、残念ながら、そこには、アフ・ヴァリーやギュンドグドゥに関する情報は載せられていない。ただ、彼は、ナクダの町を「黒い川」と呼ばれる川が貫流する。その川は大河の一つであり、そこには三本の橋があって、その橋の一つは町中に、他の二つは町の外にある。…… (後略) (前掲の訳書 289頁) と書いているが、現実のニイデの町に大河は流れておらず、大きな橋も見当たらない。地形そのものが変わってしまったとは考えられないので、記述が混乱しているのか、何らかの過ちがあるのであろう。尚、前述⑥の銘文の解説でその名を挙げたエルテナー (エレットナー) の名前は、イブン・バットゥータの旅行記にも「アミール、アラウディーン・アルタナー」として出ており、スィヴァスの町でイブン・バットゥータは、「アルタナー」と会い、接待を受けている。(前掲の訳書 291-2頁)

⑧ 通称アク・メドレセ入口上方の碑文 (写真12)

上で紹介した、①の碑文が前庭に放置されているアク・メドレセは、現在ニイデの大学の文化センターとして用いられているが、その建物そのものの入口上方にアラビア文字3行分の



写真 12

次のような碑文が掲げられている。

(アラビア文字の原文)

بسم الله والحمد لله وسلام على محمد رسول الله امر بعمارة هذه المدرسة المباركة | في ايام دولة
السلطان الاعظم شاهنشاه المعظم مالك رقاب الامم سلطان محمد بن علاء الدين خلد الله ملكه | علاء
الدنيا والدين اخوه علي بن علاء الدين بن خليل بن محمود بن قرامان في تاريخ سنة اثنا عشر وثمان
مائة المصطفوية الحمد لله وحده

(日本語訳)

神の名において。神に称賛あれ。神の使徒ムハンマドに平安あれ。最大のスルターン、偉大な
シャーハンシャーフ、諸民族の奴隷の所有者、スルターン、ムハンマド・ブン・アラウッ
ディーン—神が彼の王権を永遠ならしめるように—の御世に、彼の兄弟、アラウッディ
ーン・アリー・ブン・アラウッディーン・ビン・ハリール・ビン・マフムード・ビン・カラー
マーンが、ヒジュラ暦 812 年に、この祝福されたるマドラサの建設を命じた。唯一なる神に称
賛あれ。

(解説)

この碑文は、Özkarıcı の書物 118 頁にテキストが掲載されているが、4ヶ所の解読ミスがあ
る。また、トルコの碩学 İsmail Hakkı Uzunçarşılı の著作、*Anadolu Beylikleri ve Akkoyunlu
ve Karakoyunlu Devletleri*. II. Baskı. Ankara. 1969 のカラマン・ベイリクに関する部分
(20 頁の脚注 2) には、この碑文のテキストが冒頭と末尾部分を除いて収録されているが、
解読は筆者のものと同様である。アラビア語の文法上、原文で神の使徒ムハンマドへ
の「平安」には、*السلم* と定冠詞を付けなければならない。812 年という表現も、「12」の部分
は、*اثني عشر* となるべきであろう。末尾の称賛表現の「神に」の部分には、*الله* となるはずであ
る。

この碑文は、ヒジュラ暦 (*المصطفوية*) 812 年 (1409/10) のカラマン・ベイリク (カラマ

ンという語の綴りには、قرمان | قرمانの二つの形がある。) 時代に、当時のカラマン家の代表者であるスルターン・ムハンマドの兄弟、アラーウッディーン・アリーがこのマドラサの建設を命じたことを記録している。カラマン・ベイリクは、③の碑文の解説で述べた 1277 年のバイバルスのルーム遠征後、アナトリアの歴史に登場するトゥルクマーン系の地方政権 (ベイリク) であり (前掲拙稿「イルハン国とルーム」46-9 頁参照)、14 世紀に入ると、かつてのセルジुक朝の首都コンヤをはじめとする中央アナトリアを支配して、モンゴル系の支配勢力に対抗し、14 世紀の後半には各地に分立・割拠した諸ベイリクの中でも最大の勢力を誇った。碑文に現れるアラーウッディーンの時代 (1361-98) には、オスマーン朝と対立しつつ、アナトリアの中心部に支配領域を持ち、アラーウッディーンは政略結婚により、当時のオスマーン家のスルターン、ムラード (1 世) の娘を迎えた。この結婚の結果誕生したのが、この碑文に現れるムハンマドとアリー兄弟である。アラーウッディーンは政略結婚により、オスマーン朝との関係を深めたにもかかわらず、1398 年当時のオスマーン朝スルターン、バーヤズィード (1 世) の遠征の結果、捕らえられて処刑されてしまう。おりしも、中央アジアから稀代の大征服者ティームールの率いる軍隊がアナトリアに侵攻し、1402 年のアンカラの戦いでバーヤズィードは大敗し、アナトリアには、かつてバーヤズィードに滅ぼされ、その領土を併合された諸ベイリクの勢力が復活した。この碑文が作られた 812 年という年は、このような歴史的大変動を経験して間もない時期であり、ニイデの通称アク・メドレセもカラマン・ベイリクの復興を象徴する建物の一つとすることができるであろう。

碑文に現れる、カラマン家のスルターン、ムハンマドに付された形容辞は、上記①②③の碑文に見られるセルジुक朝時代のスルターンに対する形容表現 (「最大のスルターン、偉大なシャーハンシャーフ、諸民族の奴隷たちの所有者」) とほぼ同一であり、セルジुक朝の時代から最大で約 200 年近い時間差があるカラマン・ベイリク時代にも、建築物の定礎を記録するような碑文では、表現上これまでの先例が踏襲されて大きな変化が現れていないことを示している。ただし、この碑文における歴史的に重要な点は、カラマン家の系譜がはっきりと表わされていることである。この碑文によれば、当代のムハンマドに至る系譜は、「カラマンマフムードーハリールーアラーウッディーンームハンマド」の順に出てくる。カラマン・ベイリクは 1481 年、実質上最後の支配者カースィムがオスマーン朝に服属した後亡くなることで、アナトリアの歴史上から姿を消すが、ベイリクの宮廷で書かれたであろう歴史書は、多分に伝説的な要素を含んだ、シキヤーリーの「カラマン朝史」を除いて残されておらず、歴史的な事実関係をそれから再構成することは困難である。特に 14 世紀前半の勃興期については、支配者の在位年代についても不明な点が多い。そうした歴史上の空白を埋める上でも、この碑文の記述は重要なものである。前述のように、トルコの歴史学者ウズンチャルシュルは、この碑文をカラマン・ベイリクの歴史を概述していく中で利用しているが、書物となっている文字

資料が絶対的に不足している時代の研究に、碑文や銘文などの解説や検討は不可欠な、そして有益な手段なのである。

⑨ 通称スングル・ベイ・ジャーミウの入口上方の碑文（写真13）

⑤でその東面壁上の碑文を紹介した通称スングル・ベイ・ジャーミウには、入口上方に、⑤とは別の、アラビア文字2行分の次のような碑文が掲げられている。

（アラビア文字の原文）

كتب هذا المسطور بحكم سلطان بن سلطان سلطان بير احمد خان وقاسم خان ابني قرامان خان خلد
الله دولتهما وأبد مملكتهما أمين يا رب العالمين از برای مال تفنك و كوهر جله و جنكى | و بزور و
قبجور اغنام كه ازین بدعتها بعد اليوم از جماعت دار البهلوانیه هیچ چیزی نستانند از امرا و نواب
ومن سعی في ابطاله فعليه لعنة الله والملائكة والناس اجمعين حرر في سنة اربع وسبعين وثمانائة

（日本語訳）

この行は、スルターンの子のスルターン、カラーマーン・ハーンの二人の息子である、スルターン・ピール・アフマド・ハーンとカースィム・ハーン—神が彼ら二人の国運と国土を永遠ならしめるように、アーミン、おお、万有の主よ—の命令で書かれた。「銃や砲弾丸、戦い、種子、羊のクプチュールの税のために、これらの法定外の付加税が、今後ダールルパフラヴァーニーヤの人々から、何物も取られることがないように。アミールたちも、代官たちも。」それを無効にせんと努める者には、神と天使と人間すべての呪いがあるように。874年に書かれた。（訳文中「」の部分は、ペルシア語で書かれている。）

（解説）

この碑文は、Özkarıcı の書物 68 頁にテキストが載せられているが、3ヶ所の解説ミスがある。内容的には、874年（1469/70）にカラマン・ベイリクの二人の支配者、ピール・アフマド・ハーンとカースィム・ハーンの名前で、いくつかの法定外の税金（بدعتها）がニイデ（「ダールルパフラヴァーニーヤ（دار البهلوانية）」は、セルジューク朝時代以来のニイデの町の雅号である。）で取られないように命じられたというものである。筆者自身は、訳文で「種子」とした原文中の用語について、別の読み方、意味がある可能性を認める。今のところ、こ

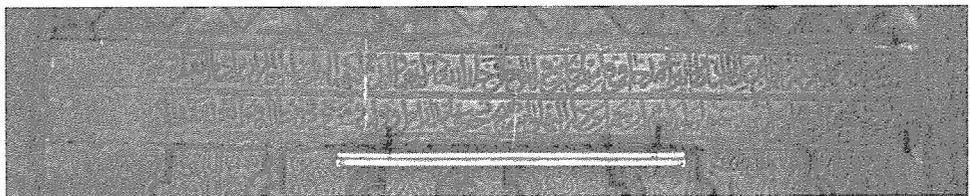


写真13

の語の意味や読み方を確定するための参考となるような文献的証拠を持っていないので、暫定的に上記のように訳した。訳文の末尾に記したように、この碑文にはペルシア語の部分とアラビア語の部分があるが、ペルシア語の部分で「何物も」と訳した部分には、原文で明らかに(چیزی)の文字が読み取れる。その他には、28個のアラビア文字アリフ・バー・ターにない文字は使用されていない。

この碑文に現れる二人の支配者のうち、ピール・アフマドは⑧碑文にその名が見えるスルターン・ムハンマドの子、イブラーヒームの息子であり、1464年にイブラーヒームが没した後、一時オスマーン朝を頼り、その援助により支配権を確保した人物であった。ところが、その後一転してオスマーン朝との関係は悪化し、オスマーン軍がカラマン領に侵攻してコンヤを占領、ピール・アフマドは1469-70年に、当時オスマーン朝と対抗関係にあった、東部アナトリアから西部イランにかけて大きな勢力を持っていたトゥルクマン系のアク・コユル朝の君主、ウズン・ハサンの許へ亡命したとされる。(前掲 İ. H. Uzunçarşılı. *Anadolu Beylikleri*. s. 31-3) この後、カラマン・ベイリクを支援するアク・コユルのウズン・ハサンとオスマーン朝の「征服者」ムハンマド(メフメト)2世との間でおこなわれたのが、1473年8月のオトルクベリ(バシュケント)の戦いである。この戦いで、アク・コユル=カラマン連合軍はオスマーン朝に大敗し、カラマン・ベイリクはその10年後に実質上滅亡する。こうした末期の危機的な状況の中で、ニイデの町に残されたものが、通称シングル・ベイ・ジャーミウの入口上方に掲げられた碑文⑨である。

この碑文の中で、カラマン・ベイリクのピール・アフマドとカースィムについてその両方に「ハーン」という称号が付けられ、また「スルターンの子のスルターン」なる修飾語が付けられていることは注意を要する。それまでのセルジューク朝やカラマン・ベイリクの時代には、これまでいくつかの例を挙げてきた碑文の表現が示すように、支配者の名前に、遊牧民の支配者を意味し、トゥルク=モンゴルの長い伝統を有する「ハーン」という称号は用いられていなかった。しかるに、カラマン・ベイリクの末期に属する時代に作られたと思われるこの碑文の中でカラマン・ベイリクの支配者二人には、突如として「ハーン」の称号が付せられ、その上、彼らの祖先であるカラマンの名前にまで「ハーン」号が見られるのである。この突然の「ハーン」号の付与は、いかなる歴史的な背景に帰せられるのであろうか。

筆者の考えでは、カラマン・ベイリク時代末期の碑文に現れる「ピール・アフマド・ハーン」などの表現は、「スルターンの子のスルターン」という表現と同じく、同時代のオスマーン朝の碑文に現れることから、その影響を受けての結果ではないかと思われる。筆者のこれまでの調査によれば、オスマーン朝時代の碑文で「ハーン」号が最初に付せられるのは、ムラード1世(在位1360-89)であり、同じくオスマーン朝のスルターンが「スルターンの子のスルターン」と称するのも、同じくムラード1世の時代からである。(これらの碑文の実例につ

いては、拙稿「イスラーム世界の市場についての一考察」2004年度追手門学院大学共同研究『研究成果報告書：アジアの市場（いちば）の現状と背景——ヒトとモノの出会いと交流——』2005年3月、53頁、及び拙稿「ファティフ・スルターン・ムハンマド時代のふたつの碑文」『アジア文化学科年報』8、2005年11月発行予定）同時代のオスマーン朝のスルターンたちが碑文などで「ハーン」を称し、「スルターンの子のスルターン」と名乗っていたとすれば、彼らと競合関係にあったカラマン・ベイリクでもそれに対抗して、同じ表現を用いていた可能性が強いと思われるのである。

碑文の中に出てくる、「銃や砲弾丸、戦いの税」及び「羊のクプチュール税」についても歴史的な解説が必要であろう。15世紀には西ヨーロッパで銃が実用化され始めており、銃の性能向上と大量生産がその後の世界史の展開に大きな影響をもたらすことになるのであるが、中部アナトリア、ニイデの町のジャーミウの入口にひっそりと残されたカラマン・ベイリク時代の碑文に、早くも銃（تفنگ）や砲弾丸（گوهر جله）のような単語が現れ、それらについての税金まで存在していたことを窺わせる内容が記されていたというのは、筆者にとって少なからざる驚きであった。それに劣らず筆者を驚かせたのは「羊のクプチュール税」（قېچور اغنام）という表現である。これは、モンゴル時代の、元来は家畜にかけられる税金のことで、モンゴル時代の代表的な歴史書である、先にも名を挙げたラシードウッディーンのجامع التواريخのモンケ（ムンケ）・ハーンの時代の記事では、クプチュールは羊、ヤギ、牛など「同一種の家畜100頭につき1頭を徴収することが定められた」家畜税のことである。（محمد روشن-مصطفى موسى 校訂本、845頁）この記事は、650年ラマダーン月下旬（1252.11.25-12.4）のことと考えられるので、ニイデの碑文に現れる「羊のクプチュール税」はそれ以来220年近い時間を隔てて出て来るのである。モンゴル時代のクプチュール（コプチュール）税は、その後「人頭税」として、遊牧民のみならず、農民からも徴収され、イルハン国の税制紊乱の原因となり、ガーザン・ハーン時代にその改革が実施されたことが知られている。（本田実信「ガザン・ハンの税制改革」『モンゴル時代史研究』所収、東京大学出版会、1991.参照。）

前掲⑥の解説で援用したペルシア語の著者不明『セルジューク朝史』には、イルハン国のゲイハートゥー・ハーン（原文では كينغلو خان）の代理としてルームへ派遣されたタシュテムイル（طشتيمور）なるモンゴル人は、セルジューク朝の国都コンヤに入ると、「財産没収（مصادرة）やクプジュール（قېچور）により人々を苦しめた」（写本90頁）ことが記されている。この記事は692年ムハッラム月29日（1293.1.9）と693年タウバの月（「懺悔の月」の意味。この史料の現代トルコ語訳をおこなったF.N. Uzluくによれば、「ジュマーダーII月」のこと。現代トルコ語訳65頁）5日（1294.3.5）の間に置かれているので、この時期にコプチュール税がアナトリアに導入されていたことがわかる。

お わ り に

以上、本稿では、アナトリア中部の町、ニイデで筆者自身が調査できた、13-15世紀の歴史的な内容を持つと思われる碑文や銘文9点を時代順に提示、翻訳、解説しながら、紹介してきた。これまでの本稿での考察をもとに、以下の3点をまとめておきたい。

1. 本稿で取り上げた碑文や銘文については、現在のそれらを取り巻く文化的、社会的な状況を考慮すれば、贋作や偽刻の可能性は考えにくい。現在のトルコ共和国では、1928年以来、トルコ語はラテン文字アルファベットで書き記され、アラビア文字は特別な教育を受けた人でなければ読めないという状況がある。目の前にアラビア文字の重要な内容を伝える碑文や銘文があっても、現在のトルコの大部分の住民にとっては、その内容が理解できないのである。それが歴史資料から一般の国民を遠ざける原因ともなり、文化伝統の断絶を生んでいるとも言える。そのために13-15世紀に特有のアラビア文字書体で碑文の贋作や模刻を作成することは容易でなく、贋作や模刻の作成を必要とする経済的な理由なども思い当たらない。また、歴史的な文化遺産としての碑文や銘文は貨幣などを除いて、容易に持ち運びできないし、そもそも碑文や銘文を目にするのは、博物館や必ずしも保存や改修・維持が行き届いていない歴史的な建築物のものに残っている場合が多い。これまで何度かアナトリアで調査をおこなってきた筆者自身の経験と直感、および、このような現在のトルコ共和国の文化状況を考え合わせると、今回本稿で取り上げた碑文や銘文の中に、贋作や偽刻はないと、思うのである。
2. 13-15世紀アナトリアの碑文や銘文は、アラビア文字の、アラビア語もしくはペルシア語で刻まれており、現在のトルコ語につながるトゥルク系のことば、具体的には、オスマーン=トゥルク語（オスマーンル）はまだ使用されていない。オスマーン語が使用され始めるのは16世紀になってからである。⑤、⑨のような、部分的にもペルシア語のテキストを含んだ碑文は、アナトリア全体を見渡しても量的に少なく、珍しい例である。
3. ①、②、③、④、⑤、⑥のように、碑文に現れる固有名詞が、他の書物（写本）となっている歴史資料の記述内容と対照・校合できる場合には、碑文の記述内容がもつ歴史資料としての価値が高まる。具体的にそれらを挙げることができなかった、⑦、⑧、⑨のような碑文からも、書物になった史料の記述からは知られない新たな歴史の側面を示唆するような記述を発見することができる。まさにそれこそが、碑文や銘文を歴史資料として活用できる

大きな意義なのである。

本稿で紹介された碑文や銘文そのものが伝える内容は、断片的で、しかも定型文が使用され、豊富で詳細な内容が盛り込まれているわけではない。また、それらの内容も、本稿によってすべてが明らかになったわけではないが、アナトリアには、他の多くの町にもこのような碑文や銘文が多数残されており、時代を区切ってそれらの網羅的な比較研究を行ない、碑文の伝える内容を他の歴史資料と付き合わせることによって、アナトリアの、ひいては西アジアの歴史の展開をさらに綿密に検討することが可能になるのではないか、と筆者は考えている。

(本稿の原型は、2002年5月25日に、京都大学文学部羽田記念館(現在は、ユーラシア文化研究センター)第48回講演会で、筆者が「碑刻資料から見た13-15世紀のアナトリア——ニイデの町を中心に——」と題する講演を行なったことにある。その後関連資料などを収集、調査し、今回本稿であらためて発表することとなった。上記の講演の機会を与えて下さった、トゥルク・ウイグル文献言語学的世界的権威であり、羽田記念館の主事、京都大学大学院文学研究科教授、庄垣内正弘先生と講演会の際に、貴重なご意見を賜った参加者各位に、心より謝意を表したい。)